

早稲田大学 大学院法学研究科
2026 年度 修士課程入学試験問題（一般入試）
【専修科目】

専攻名： 民事法学

専修名： 民事手続法

次の（１）～（３）のうち、１問を選択して答えなさい。

（答案の冒頭に、選択した問題番号を明記すること）

（１）共有者の一人が共有物を第三者に賃貸して得る収益につき、その持分割合を超える部分の不当利得返還を他の共有者が求める訴えにおいて、事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の収益の分の不当利得返還の請求は適法か。この問題に関する複数の最高裁判例を踏まえて論じなさい。

（２）次の＜事例＞について、あとの各問に答えなさい。各問は独立した問題である。

＜事例＞

Xによれば、Xは、歩行中にYの自転車との接触事故により重傷を負い、治療費・逸失利益・慰謝料など総額 1000 万円の損害を被った。そこで、Xは、費用リスクなども考慮して、まずは総額 1000 万円の損害のうち 100 万円の損害の賠償を求めることにして、Yに対して、総額 1000 万円のうちの金銭的一部である 100 万円の損害を求めることを訴状に明示して損害賠償を求める訴え（以下、「前訴」という。）を提起した。審理の結果、Xの請求を全部認容する判決が言い渡され、結局その判決が確定した。そのあと、Xは、Yに対して残額 900 万円の損害賠償を求める訴え（以下、「後訴」という。）を提起した。

問 1 判例によれば、後訴はどのように扱われるべきか。＜事例＞と異なり、前訴においてXが総額 1000 万円の損害の一部であることを明示せずに 100 万円の損害の賠償を求める訴えを提起した場合と対比しつつ論じなさい。

問 2 ＜事例＞と異なり、審理の結果、Xの請求を全部棄却する判決が言い渡され、結局その判決が確定したとする。この場合、判例によれば後訴がどのように扱われるべきかを論じなさい。

（３）以下の①、②のいずれにも解答しなさい。

①破産者が、破産債権者に対して、自由財産から弁済をすることができるかどうかについて、判例・学説を踏まえて論じなさい。

②再生債務者が、再生債権者に対して、再生計画によらずに弁済をすることが認められる場面を最低でも 2 つ説明しなさい。

答案の書き方（ ☐ 横書き / ☐ 縦書き ） 六法全書の使用を（ ☐ 認める / ☐ 認めない ）